

## オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和6年1月26日

支出負担行為担当官

高松法務局長 古 谷 剛 司

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

### 記

- 1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項
  - (1) 件名及び数量  
高松法務局分室空調機器等保守整備業務委託契約 一式
  - (2) 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
  - (3) 履行場所  
仕様書のとおり
  - (4) 仕様  
仕様書のとおり
  
- 2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令70条中特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において、Dの等級以上に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
  - (4) その他、高松法務局オープンカウンター方式実施要領（以下「実施要領」という。）に定める参加資格を有する者であること。

3 仕様を示す場所及び問合せ先

〒760-8508 香川県高松市丸の内1番1号

高松法務局会計課 (担当：石原)

電 話 (087) 821-6191 (代表) 内線2411

F A X (087) 811-5535

4 電子調達システムの利用及び問合せ先

本件調達では、電子調達システムにより、見積書等の提出、見積合わせ及び契約書の締結までの手続を行うこととする。

(1) 電子調達システムヘルプデスク

電 話 0570-000-683

F A X 017-731-3178

(2) 政府電子調達ポータルサイト

<https://www.geps.go.jp/>

5 仕様書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

本公示日から令和6年2月7日(水)まで(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に掲げる行政機関の休日を除く平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。)

(2) 交付場所

上記3の場所又は電子調達システム

6 見積書の様式、提出方法、提出期限及び提出場所

見積書に下記(5)の書面を添え、次の(1)から(4)までに従い提出する。

(1) 様式

見積書は、任意の様式により作成する。

なお、下記8に注意するほか、見積金額の内訳(作業内容ごとの金額、諸経費、税額)を明らかにすること。

(2) 提出方法

ア 提出方法は、持参、郵送又は電子調達システムとする。

郵送する場合は、書留郵便及び信書（書留郵便と同等のもの）とし、  
下記(3)の提出期限までに必着するよう手配すること。

イ 見積書は、封筒に入れて封印し、封筒の表に件名及び提出者名を明記  
すること。

なお、下記(5)の書面は、見積書を入れた封筒に同封せず、当局担当  
者が受領した際確認できるようにしておくこと。

ウ 電子調達システムにより提出する場合  
電子調達システムに定める手続による。

(3) 提出期限

令和6年2月19日（月）午後5時まで

(4) 提出場所

上記3の場所又は電子調達システム

(5) 見積書とともに提出する書面（各1部）

ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

イ 誓約書（別添様式）

7 見積合わせの日時

令和6年2月20日（火）午前9時30分（非公開）

8 見積書に記載する見積額

見積書に記載する見積額は、消費税及び地方消費税額を含めた総額を記載  
すること（1円未満の金額の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

9 見積りの無効

次のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

(1) 参加資格のない者が行った見積り

(2) 記名を欠く見積り

(3) 金額を訂正した見積り

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り

- (5) 明らかに連合によると認められる見積り
- (6) 同一人のお見積りで金額の異なる2通以上の見積り
- (7) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

10 契約保証金の納付  
免除

11 契約書の作成

契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を作成するものとする。

12 その他

- (1) 仕様に関する質問があるときは、令和6年2月1日（木）午後5時まで  
に別紙様式の質問書にて上記3の担当者に問い合わせること。
- (2) 詳細は、仕様書及び実施要領による。

以上